

# 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 4 日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
島根県立出雲養護学校スクールバス管理運行業務委託
- (2) 入札案件の仕様等  
入札説明書のとおり
- (3) 契約期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 公告の日において、島根県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (5) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 島根県が行う物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 過去 2 年間に、国又は地方公共団体と小型バス以上のバス運行業務契約を履行した実績

を有すること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎3階  
島根県教育庁特別支援教育課  
電話 0852-22-5420  
ファクシミリ 0852-22-6231
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
令和8年3月4日(水)から令和8年3月18日(水)正午までの間、次の方法により交付する。ア 上記(1)の場所において交付する(交付時間は土日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとする)。  
イ 島根県ホームページ上において交付する。
- (3) 入札説明会の日時及び場所  
実施しない。
- (4) 入札参加資格確認申請書の提出期限、提出場所並びに提出方法  
ア 提出期限 令和8年3月18日(水) 15時まで  
イ 提出場所 上記(1)の場所  
ウ 提出方法 持参又は簡易書留による郵送(郵送の場合は同日正午までに必着のこと。)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所等  
ア 日時 令和8年3月25日(火) 午後1時40分から  
イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県本庁舎 101会議室  
ウ その他:郵便による入札は認めない。

### 4 その他

- (1) 契約の手續に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札者が見積った契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格申請書類を本公告3(4)により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
- (6) 契約書の作成の要否  
要する。
- (7) 落札者の決定方法  
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (8) 不当介入への対応  
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県(特別支援教育課)に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) 再度入札

再度入札は、2回を限度とする。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。